

議案第 76 号

瑞穂町敬老金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

敬老金の対象年齢及び対象年齢の算出基準日を変更するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町敬老金条例の一部を改正する条例

瑞穂町敬老金条例（昭和 45 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、毎年国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する敬老の日（以下「敬老の日」という。）において」を削り、「敬老金」を「毎年敬老金」に改め、同項第 1 号中「77 歳、88 歳、99 歳又は 100 歳以上の者」を「4 月 1 日（以下「基準日」という。）から翌年 3 月 31 日までに 88 歳又は 100 歳以上の年齢に達する者」に改め、同項第 2 号中「第 4 条に規定する贈呈の日の属する年の 4 月 1 日から当該贈呈の日」を「基準日から基準日の属する年の 8 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「日の属する年の 4 月 1 日」を「時期の属する年の 8 月 1 日」に

改める。

第3条第1項第1号中「77歳又は」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条の見出し中「日」を「時期」に改め、同条中「毎年敬老の日」を「9月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和21年9月19日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者、昭和10年9月19日から昭和11年3月31日までの間に生まれた者及び大正13年9月19日から大正14年4月1日までの間に生まれた者に対する令和6年度の敬老金の贈呈については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

瑞穂町敬老金条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (資格)</p> <p>第2条 町長は_____</p> <p>_____</p> <p>____、次に掲げる要件を備えている者に対し、<u>毎年敬老金を贈呈するものとする。</u></p> <p>(1) <u>4月1日(以下「基準日」という。)から翌年3月31日までに88歳又は100歳以上の年齢に達する者であること。</u></p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、<u>基準日から基準日の属する年の8月1日_____</u>まで引き続き町の住民基本台帳に記録され、かつ、町の区域内に居住していること。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、第4条に規定する<u>贈呈の時期の属する年の8月1日前</u>に町の区域内に住所を有していた者が、町の区域外に所在する住所地特例対象施設に入所等をし、当該施設の所在する市町村(特別区を含む。)で敬老金に相当する金員の支給を受けていないときは、敬老金を贈呈する。</p> <p>(敬老金の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) _____88歳の者 10,000円</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(贈呈の<u>時期</u>)</p>	<p>第1条 略 (資格)</p> <p>第2条 町長は、<u>毎年国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する敬老の日(以下「敬老の日」という。)</u>において、次に掲げる要件を備えている者に対し、<u>敬老金_____</u>を贈呈するものとする。</p> <p>(1) <u>77歳、88歳、99歳又は100歳以上の者_____</u>であること。</p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、<u>第4条に規定する贈呈の日の属する年の4月1日から当該贈呈の日まで</u>引き続き町の住民基本台帳に記録され、かつ、町の区域内に居住していること。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、第4条に規定する<u>贈呈の日の属する年の4月1日_____</u>前に町の区域内に住所を有していた者が、町の区域外に所在する住所地特例対象施設に入所等をし、当該施設の所在する市町村(特別区を含む。)で敬老金に相当する金員の支給を受けていないときは、敬老金を贈呈する。</p> <p>(敬老金の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>77歳又は88歳の者</u> 10,000円</p> <p>(2) <u>99歳の者</u> 20,000円</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(贈呈の<u>日</u>)</p>

第4条 敬老金は、9月_____に贈呈する。
ただし、町長が必要と認める場合は、この
限りでない。

第5条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和21年9月19日から昭和22年4月1日まで
の間に生まれた者、昭和10年9月19日から昭
和11年3月31日までの間に生まれた者及び
大正13年9月19日から大正14年4月1日まで
の間に生まれた者に対する令和6年度の敬
老金の贈呈については、改正後の第2条及び
第3条の規定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

第4条 敬老金は、毎年敬老の日に贈呈する。
ただし、町長が必要と認める場合は、この
限りでない。

第5条 略